

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案参照条文

○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年四月二十八日法律第三十一号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二（略）